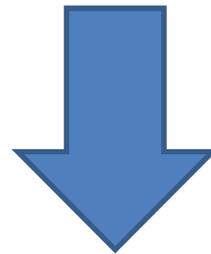


精神障がい者の地域移行支援について

地域移行支援の法的位置づけ

精神障害者地域移行支援特別対策事業

※国の補助事業で熊本県では平成19年～平成23年の5年間で実施
(天草では平成21年～平成22年の2年間)



平成24年～

地域移行支援事業

※障害者自立支援法のサービスに新たに位置付けられた。

変更点①

	対象障がい	対象者の条件	対象者の人数の設定
精神障がい者地域移行支援特別対策事業 (H23まで)	精神障がい者	精神科病院への入院期間が1年以上の者で、地域での受け入れ条件が整えば退院可能な方	H22(10人/年) H23(10人/年) H24(設定なし)
地域移行支援事業 (障害者自立支援法) (H24から)	全障がい者 (障がい児も含む)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 施設入所、のぞみの園、児童福祉施設または療養介護を行う病院に入院している障がい者 2. 精神科病院に入院している精神障がい者の方で、1年以上の入院者を中心に対象とする。但し、1年未満の入院者でも特に支援が必要な者(措置入院や医療保護入院から退院する者や地域移行支援を行わなければ入院の長期化が見込まれてしまう方など)も対象とする。 	設定なし 病院・施設の判断で行う (地域移行を利用した方がいいという対象者がおられたら申請)

変更点②

	実施主体	実施事業所	支援者	支援内容	開始時期	支援期間
精神障がい者地域移行支援特別対策事業 (H23まで)	熊本県 (精神科病院協会へ委託)	精神科病院協会から依頼された事業所・病院等 ・天草病院 ・グリーン	地域移行推進員	・ケアマネジメント (地域や関係機関との調整との調整) ・外出同行支援	事業の実施年度当初(4月、5月)から開始	6ヶ月以内
地域移行支援事業 (障害者自立支援法) (H24から)	国	指定一般相談支援事業者(県が指定) ・グリーン(精神) ・星光園(身体) ・れいざん(知的)	相談支援専門員	・今までと同じ	対象者が選定され次第開始 (年度当初に対象者等を選定するなどの必要はなし)	6ヶ月以内 (6ヶ月の延長可、その後の延長は市町村審査会で判断)

地域移行支援をどのように取り組んでいくのか？

精神障がい者地域移行支援特別対事業は県（保健所）主体で行ってきた

今からはどこが主体でやっていくのか？

地域移行支援事業が障害者自立支援法のサービスに組み込まれたことから実施主体を市町村となり天草地域自立支援協議会の地域生活部会で今後進めていくことが妥当ではないか？

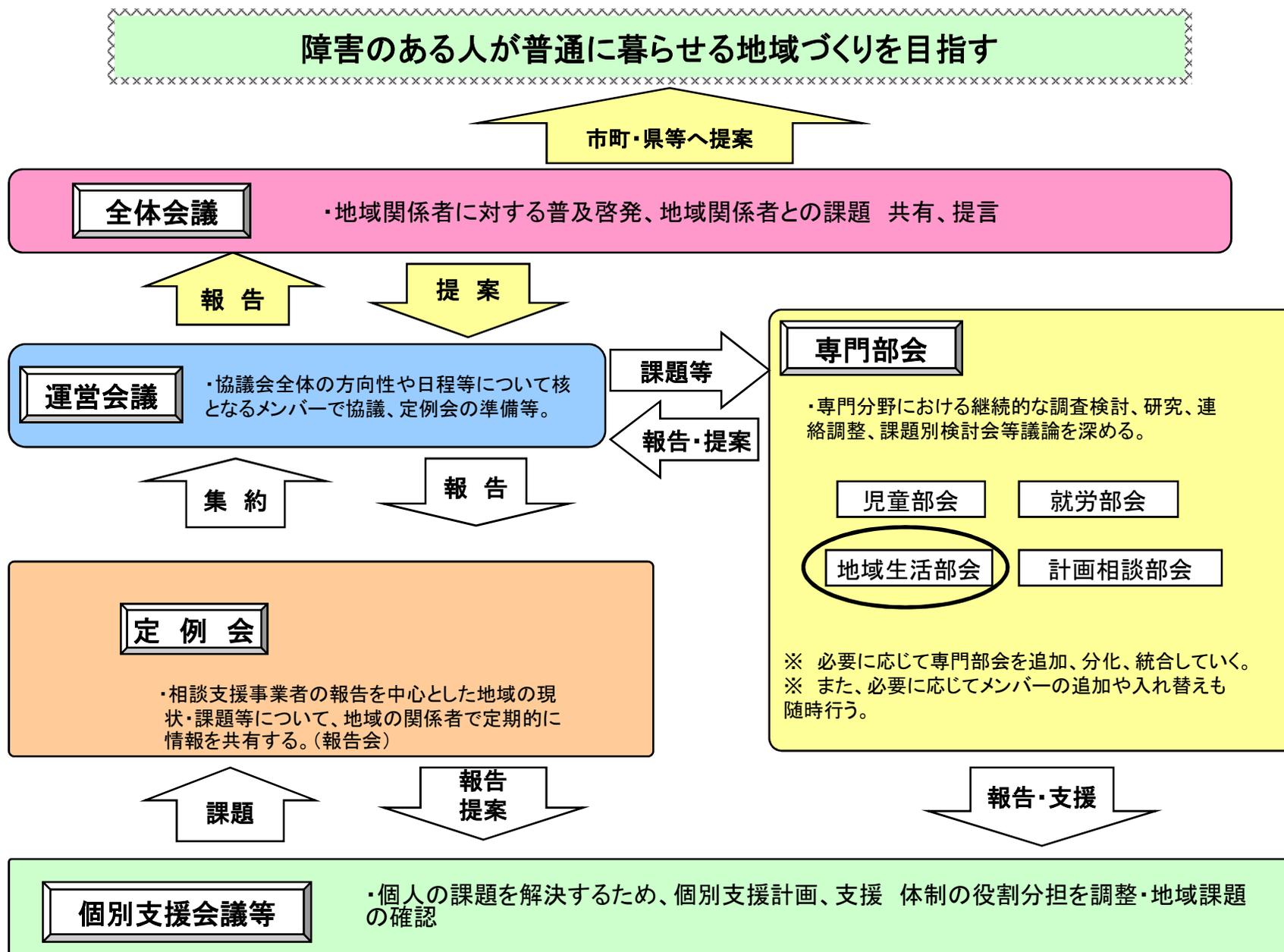
本来であれば障害者自立支援法は三障がい一元化の法律であるため地域生活部会で地域移行支援の議論を行っていくのであれば三障がい共同で行って行かなければならない

問題点

知的、身体障がい者の入所施設からの地域移行についてはまだ浸透しておらず、精神障がい者の地域移行支援への考え方とでは温度差がある

精神障がい者のみを対象とし地域生活部会で進めて行き今後は天草地域自立支援協議会が主になって進めて行く。

天草地域自立支援協議会体制図



地域移行支援の申請の流れ

①対象者の選定

医師(主治医)の判断にて対象者の選定を行っていただく。その際には主治医意見書(※)を添付していただくようにする。

②申請手続き

地域移行支援事業は障害者自立支援のサービスである為、市町村に申請。申請の手続きは医療機関に代わり相談支援事業所(グリーン)が申請代行を行う。その際に相談支援事業所が本人と面談し、サービス等利用計画書(案)作成等を行う。

③支給決定

主治医意見書、相談支援事業所が作成したサービス等利用計画書をもとに市町村が支給決定。

地域移行支援の流れ

(相談支援事業所の実際の支援)

初期段階

- 地域移行支援計画の作成(利用者の具体的な意向聴取や精神科病院の関係者との個別支援会議の開催を踏まえて作成)
- 対象者への地域生活移行に向けた訪問相談、利用者や家族への情報提供等(信頼関係構築、退院に向けた具体的なイメージ作り)

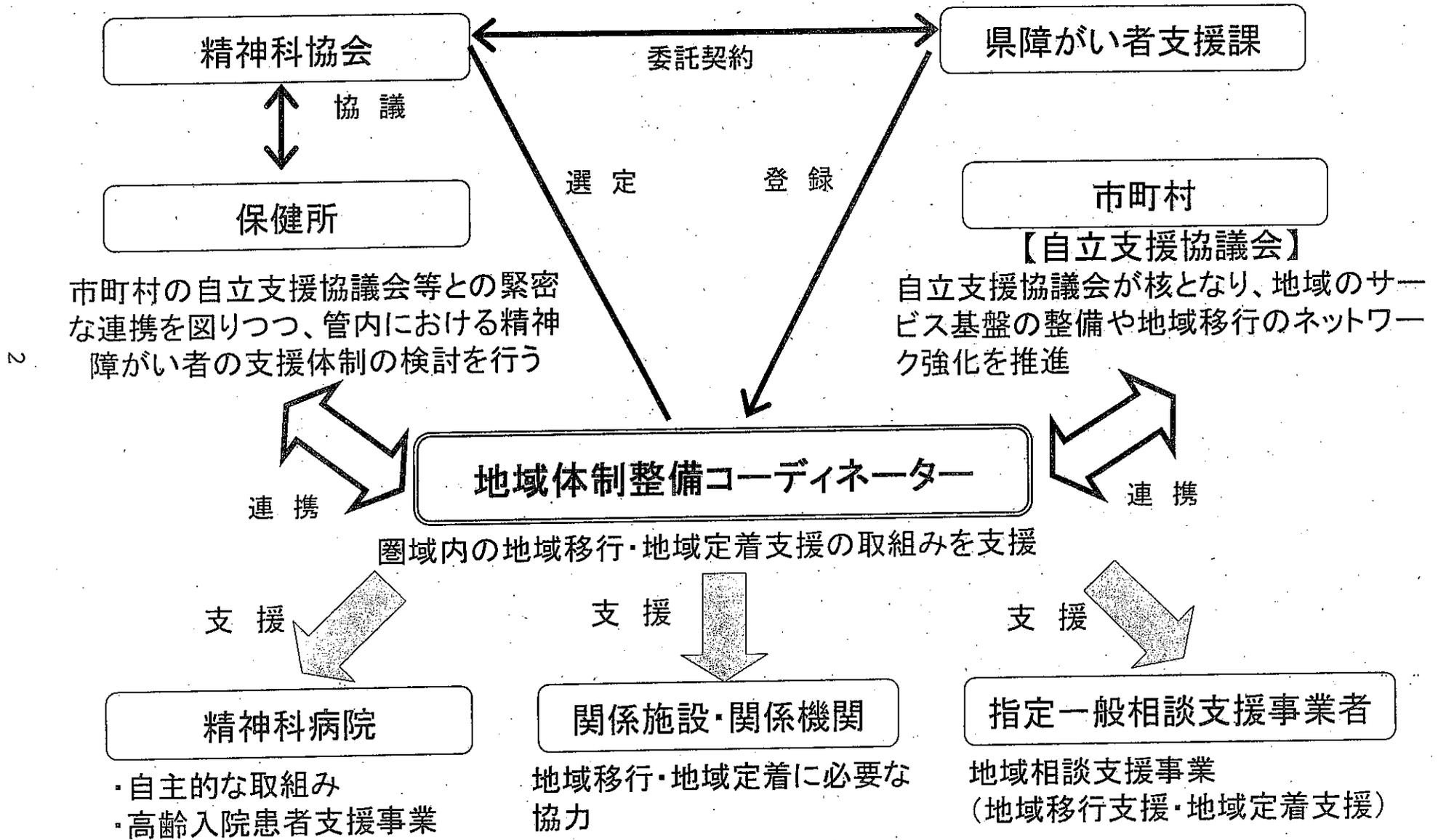
中期段階

- 対象者への訪問相談(不安や動機づけの維持のための相談)
- 同行支援(地域生活の社会資源や公的機関等の見学、障がい福祉サービス事業所の体験利用等)
- 自宅への外泊、一人暮らしやグループホーム等の体験宿泊
- 関係機関との連携(精神科病院との個別支援会議開催や調整等)

終期段階

- 住居の確保等の支援(退院後の住居の入居手続きの支援)
- 同行支援(退院後に必要な物品の購入、行政手続き等)
- 関係機関との連携・調整(退院後の生活に関わる関係機関との連絡調整)

地域体制整備コーディネーター設置事業



障がい者相談支援事業所・市町村の皆様へ

精神障がい者地域移行支援事業 地域体制整備コーディネーター

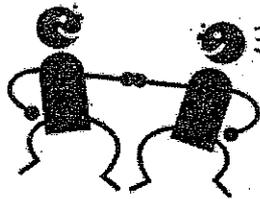
熊本県では、精神障がい者の地域移行を支援するため、精神障がい者地域移行支援事業を行い、この事業で各圏域に1名ずつ「地域体制整備コーディネーター」を配置しています。

地域体制整備コーディネーターは、皆様方が精神障がい者の地域移行支援を行われる際、課題などが生じた場合に相談を受けます。

また、各種会議などに参加し、必要な助言なども行います。

このようなときに御相談ください

精神障がい者の地域移行支援について相談したい。



会議に参加してほしい。

圏域内の資源について教えてほしい。

他の圏域との連携について相談したい。

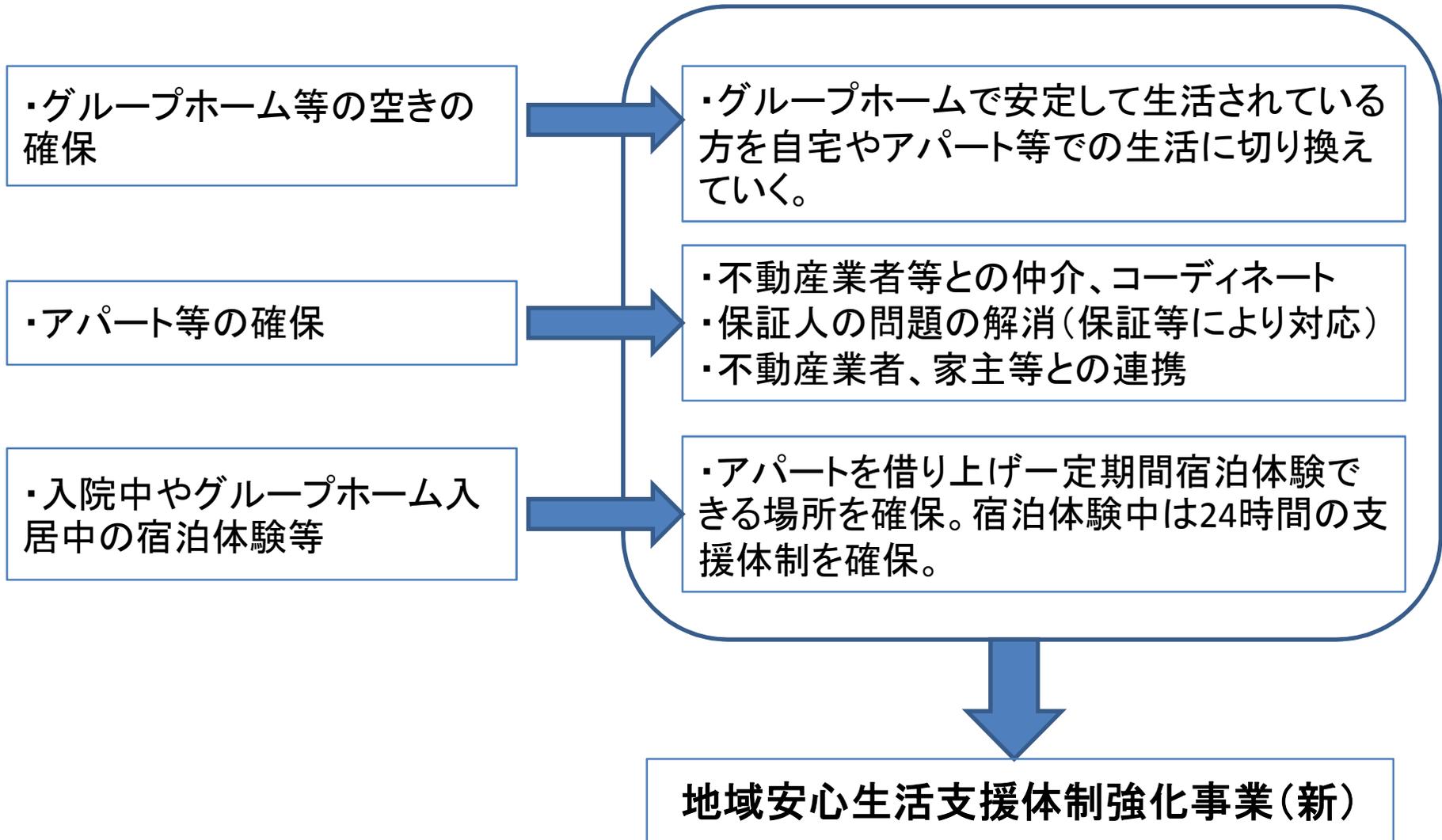
例えば・・・
自立支援協議会
保健所の精神保健関係会議
個別ケア会議 など

〇〇圏域の地域体制整備コーディネーター

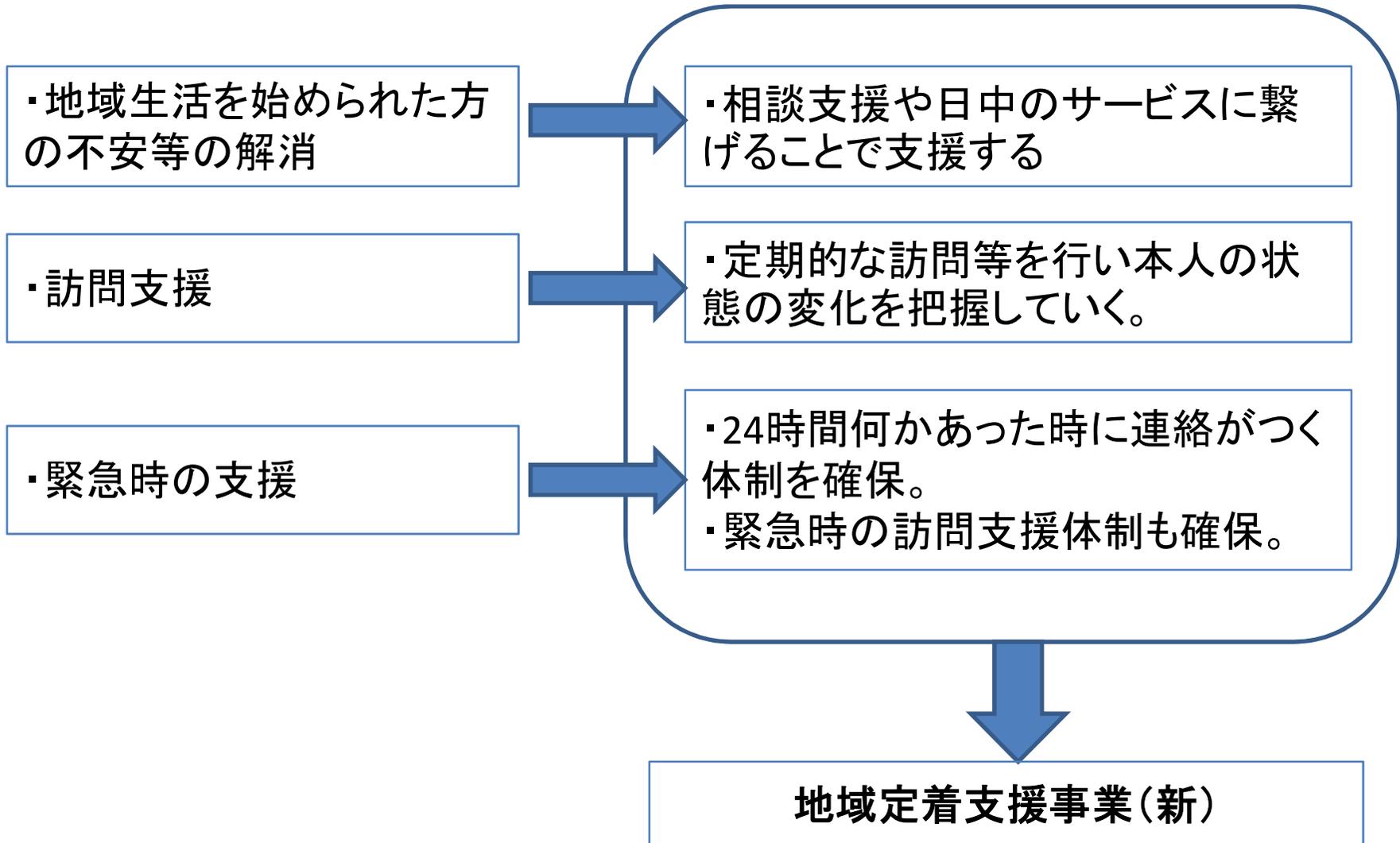
所属
氏名
連絡先
連絡可能時間など

地域移行支援を進めて行く上での 問題点

精神障がい者地域移行特別対策事業での課題① (居住先の確保の問題)



精神障がい者地域移行特別対策事業での課題② (地域生活に移られてからの支援)



まとめ

- ・国の補助事業から障害者自立支援法のサービスに組み込まれたこと。
(※基本的には障害者自立支援法の障害福祉サービス利用と同じ手続きをとる。)
- ・対象者が精神障がい者から全障がい者に拡大されたが、当面天草では精神障がい者の方を対象に地域移行支援に取り組んでいく。
- ・県(保健所)主体で行ってきたがこれからは地域移行の協議等については天草地域自立支援協議会の専門部会(地域生活部会)で取り組んでいく。
- ・「地域体制整備コーディネーター」を各圏域に配置し、助言指導等頂き連携を取っていく。
- ・地域移行支援を行う事業所は指定一般相談支援事業所であるグリーンの相談支援専門員が行っていく。申請等の手続きもグリーンに依頼して頂きグリーンが手続き代行を行っていく。
- ・地域移行支援を進めて行く上での課題を「地域安心生活支援体制強化事業」や「地域定着支援事業」で補い進めて行く

主治医意見書

対象者氏名		性別	男・女
生年月日	T・S・H 年 月 日 (歳)		
病名	主たる精神障がい:	ICDカテゴリ-()	
	従たる精神障がい:	ICDカテゴリ-()	
	身体合併症 :		
最近3カ月の病状及び状態像			
二軸評価	精神症状評価 () 能力障害評価 ()	/	
退院阻害要因	入院が長期化している又は長期化する可能性のある事情		
	過去の再入院の理由		
	本人の要因	<input type="checkbox"/> 病状の安定性 <input type="checkbox"/> 病識 <input type="checkbox"/> 服薬管理 <input type="checkbox"/> 退院意欲 <input type="checkbox"/> 現実認識 <input type="checkbox"/> 環境の変化への適応力 <input type="checkbox"/> 対人関係 <input type="checkbox"/> 家事能力 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 本人の要因なし 特記事項	
	家族の要因	<input type="checkbox"/> 家族不在 <input type="checkbox"/> 家族の協力 <input type="checkbox"/> 疾病に対する家族の理解 <input type="checkbox"/> 退院への反対 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 家族の要因なし 特記事項	
	地域の要因	<input type="checkbox"/> 居住の確保 <input type="checkbox"/> 経済状況 <input type="checkbox"/> 生活圏域の医療体制 <input type="checkbox"/> 緊急医療体制 <input type="checkbox"/> 退院を支援する人的サポート <input type="checkbox"/> 退院後の人的サポート(孤立化) <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 地域の要因なし 特記事項	
支援導入に当たっての留意事項	<input type="checkbox"/> 粗暴行為 <input type="checkbox"/> 飲酒問題 <input type="checkbox"/> ギャンブル問題 <input type="checkbox"/> 対人関係 <input type="checkbox"/> 異性関係 <input type="checkbox"/> 自殺の可能性 <input type="checkbox"/> 身体合併症治療 <input type="checkbox"/> 服薬状況(怠薬、調整中) <input type="checkbox"/> その他() 特記事項		
相談支援専門員が関わる上で参考となる意見			
主治医として、本意見書が障害者自立支援法に基づく地域移行支援事業の支援活動に活用されることに同意します。			
平成 年 月 日			
医療機関名 <hr/> 主治医 印			

(参考資料)

障害程度区分認定時 精神症状・能力障害二軸評価

1. 精神症状評価

評価	内容
1	症状がまったくないか、あるいはいくつかの軽い症状が認められるが日常生活の中ではほとんど目立たない程度である。
2	精神症状は認められるが安定している。意思の伝達や現実検討も可能であり、院内の保護的環境ではリハビリ活動等に参加し、身辺も自立している。通常の対人関係は保っている。
3	精神症状、人格水準の低下、痴呆などにより意思の伝達や現実検討にいくらかの欠陥がみられるが、概ね安定しつつあるか、または固定化されている。逸脱行動は認められない。または軽度から中等度の残遺症状がある。対人関係で困難を感じることもある。
4	精神症状、人格水準の低下、痴呆などにより意思の伝達は判断に欠陥がある。行動は幻覚や妄想に相当影響されているが逸脱行動は認められない。あるいは中等度から重度の残遺症状(欠陥状態、無関心、無為、自閉など)、慢性の幻覚妄想などの精神症状が遷延している。または中等度のうつ状態、そう状態を含む。
5	精神症状、人格水準の低下、痴呆などにより意思の伝達に粗大な欠陥(ひどい減裂や無言症)がある。時に逸脱行動が見られることがある。または最低限の身辺の清潔維持が時に不可能であり、常に注意や見守りを必要とする。または重度のうつ状態、そう状態を含む。
6	活発な精神症状、人格水準の著しい低下、重度の痴呆などにより著しい逸脱行動(自殺企図、暴力行為など)が認められ、または最低限の身辺の清潔維持が持続的に不可能であり、常時嚴重な注意や見守りを要する。または重大な自傷他害行為が予測され、嚴重かつ持続的な注意を要する。しばしば隔離なども必要となる。

(参考資料)

障害程度区分認定時 精神症状・能力障害二軸評価

2. 日常生活能力評価

A) 日常生活あるいは社会生活において必要な「援助」とは助言、指導、介助などをいう。

B) 保護的な環境(例えば入院しているような状態)でなく、例えばアパート等の単身生活を行った場合を想定して、その場合の生活能力の障害の状態を判定する

C) 判断は長期間の薬物治療下における状態で行うことを原則とする。

評価	内容
1	<p>□精神障がい認め、日常生活及び社会生活は普通に出来る。</p> <p>適切な食事摂取、身の清潔保持、金銭管理や買い物、通院や服薬、適切な対人交流、身の安全保持や危機対応、社会的手続きや公的施設の利用、趣味や娯楽あるいは文化的社会的活動への参加などが自発的に出来るあるいは適切に出来る。精神障がいを持たない人と同じように日常生活及び社会生活を送ることが出来る。</p>
2	<p>□精神障がい認め、日常生活または社会生活に一定の制限を受ける。</p> <p>1に記載のことが自発的あるいは概ねできるが、一部の援助を必要とする場合がある。</p> <p>《例》</p> <p>一人で外出できるが、過大なストレスがかかる状態が生じた場合に対処が困難である。</p> <p>デイケアや授産施設、小規模作業所などに参加する者、あるいは保護的配慮がある事業所で、雇用契約による一般就労をしている者も含まれる。日常的な事をこなすことは出来るが、状態や手順が変化したりすると困難が生じることがある。清潔保持は困難が少ない。対人交流は乏しくない。引きこもりがちではない。自発的な行動や、社会生活の中で発言が適切に出来ない事がある。行動のテンポはほぼ他の人に合わせることが出来る。普通のストレスでは症状の再燃や悪化が起きにくい。金銭管理は概ねできる。社会生活の中で不適切な行動をとってしまうことは少ない。</p>
3	<p>□精神障がい認め、日常生活または著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。</p> <p>1に記載のことが概ねできるが、一部援助を必要とする場合がある。</p> <p>《例》</p> <p>一人で外出できるが、過大なストレスがかかる状況が生じた場合に対処することが困難である。医療機関に行くなどの習慣化された外出はできる。また、デイケアや授産施設、小規模作業所などに参加することが出来る。食事をバランスよく用意するなどの家事をこなすために、助言や援助を必要とする。清潔保持が自発的かつ適切には出来ない。社会的な対人交流は乏しいが引きこもりは顕著ではない。自発的な行動に困難がある。日常生活の中での発言が適切に出来ない事がある。行動のテンポが他人と隔たってしまうことがある。ストレスが大きいと症状の再燃や悪化を来しやすい。金銭管理が出来ない場合がある。社会生活の中でその場に適さない行動をとってしまうことがある。</p>
4	<p>□精神障がい認め、日常生活または社会生活に著しい制限を受けており、常時援助を要する。</p> <p>1に記載の事は常時援助がなければできない。</p> <p>《例》</p> <p>親しい人との交流も乏しく引きこもりがちである。自発性が著しく乏しい。自発的な発言が少なく発言内容が不適切であったり不明瞭であったりする。日常生活において行動のテンポが他の人のペースに大きく隔たってしまう。些細な出来事で、病状の再燃や悪化を来しやすい。金銭管理は困難である。日常生活の中でその場に適さない行動をとってしまいがちである。</p>
5	<p>□精神障がい認め、身の回りのことはほとんど出来ない。</p> <p>1に記載したことは援助があってもほとんど出来ない。</p> <p>《例》</p> <p>入院患者においては、院内の生活に常時援助を必要とする。在宅患者においては、医療機関等への外出も自発的に出来ず、付き添いが必要である。家庭生活においても、適切な食事を用意したり、後片付けなどの家事の身の清潔保持も自発的には行えず、常時援助を必要とする。</p>

(1) 地域移行のための安心生活支援事業の概要

地域移行のための安心生活支援

23予算:10億円

障害者の地域での安心した暮らしを支える体制整備等を推進する。(実施箇所数:100か所)

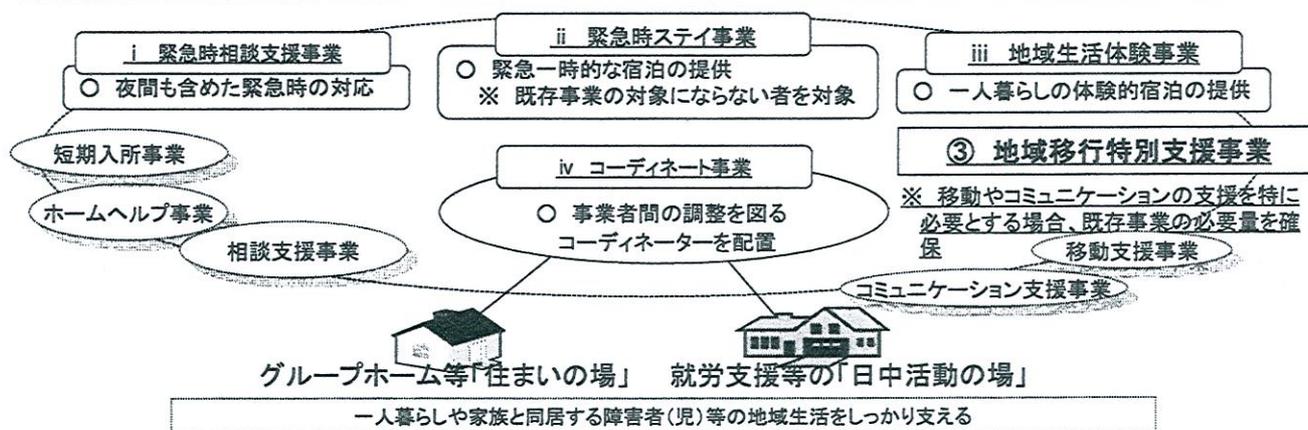
① 地域移行推進重点プランの作成

- 各市町村において、障害者の地域移行を総合的かつ重点的に進めるためのプランを作成する。

プランには、②の i ~ iv に掲げる事業など、面的な地域生活支援策を盛り込む

② 地域安心生活支援体制強化事業

- 既存事業の谷間を埋めるとともに、既存事業を強化し、障害者の地域生活を面的に支援する体制を整備する。



(2) 地域移行のための安心生活支援事業の協議事例

事業名	i 緊急時支援事業	ii 緊急時ステイ事業	iii 地域生活体験事業	iv コーディネート事業
協議内容	相談支援事業所に夜間・休日の相談支援に対応する相談員を配置(相談員不在時は携帯電話により連絡体制を確保)し、24時間の相談支援体制を確保等。	既存のレスパイトサービス事業所(市単独事業)の空きベッドを活用して、障害者(児)の同居家族が急な入院等により不在となった場合に宿泊場所を提供等。	一般アパートを借り上げ、家族と同居している者などに対して、一定期間地域生活を体験させることにより、将来的に地域で自立した生活ができるように支援等。	相談支援事業所に地域移行専門のコーディネーターを配置し、NPO 法人等の居住支援団体、医療機関、民生委員協議会等と緊密な連携を図り、地域移行を推進(計画作成含む)等。
主な協議対象経費	人件費 通信運搬費 消耗品費 など	人件費 賃借料 光熱水費 消耗品費 など	人件費 賃借料 光熱水費 備品購入費 など	人件費 連絡調整費 消耗品費 など

平成23年度 天草地域自立支援協議会委員名簿

	区分	団体名	職名	協議会委員氏名	備考
1	障害福祉サービス事業者	社会福祉法人 啓仁会(苓龍苑、整肢園、天草更生園)	天草更生園 園長	川原 和豊	
2		社会福祉法人 北斗会(星光園、苓南寮)	苓南寮 施設長	金澤 一紀	
3		社会福祉法人 恵山会(きずなの里)	作業指導員	吉永 富雄	
4		社会福祉法人 啓明会(天草学園、第二天草学園、 苓山寮、第二苓山寮)	園長	田中 榮一	
5		社会福祉法人 啓友会(南海寮)	支援員	中嶋 幸三	
6		社会福祉法人 弘仁会(サポートセンターゆうすい、就業・生活支援センター)	施設長	岩崎 東洋司	
7		社会福祉法人 南星会(なぎさ寮)	副施設長	池崎 眞也	
8		社会福祉法人 白い雲の会(かしの木学園)	園長	岡野 満	
9		特定非営利活動法人 やじろべえ	施設長	柴田 友子	
10		特定非営利活動法人 ステップバイステップ	管理者	佐々木 靖	
11		NPO法人 すとろーはっと	施設長	福田 清明	
12		社会福祉法人 のぞみ作業所	施設長	山本 正吉	
13		社会福祉法人 慈永会(第2はまゆう療育園)	相談支援専門員	辻川 章	(兼務)
14		社会福祉法人 晃明会 (天草ボランの広場、たけのこ)	理事長	竹本 亨	
15		社会福祉法人 あまくさ福祉会(グリーン、ぴ～す)	施設長	荒木 宗憲	(兼務)
16		NPO法人五和ささえ愛カンナの会(ぴゅあ)	管理者	松本 元宏	
17		NPO法人天草きぼうの家	管理者	笹木 小百合	
18	保健・医療関係者	天草保健所 保健予防課	課長	江上 卓	
19		天草都市医師会	会長	酒井 一守	
20	教育関係者	天草市教育委員会	学校教育課 課長	福本 真一	
21		上天草市教育委員会	学務課長	寺本 正和	
22		苓北町教育委員会	教育課長	山崎 秀典	
23		天草養護学校	教諭	荒木 博光	
24		苓北養護学校	教諭	西本 彰	
25	雇用関係機関	天草公共職業安定所(ハローワーク)	求人・専門援助部門係員	大林 道典	
26	各種相談員及び民生委員児童委員	天草市民生委員児童委員	連合議会会長	濱田 明治	
27		上天草市民生委員児童委員	連絡協議会会長	羽室 アツミ	
28		苓北町民生委員児童委員	会長	富田 勝征	
29		天草市社会福祉協議会 (天草地域療育センターすくすく園も兼ねる)	在宅福祉課長	石本 和久	
30		上天草市社会福祉協議会	福祉推進係長	西川 みち恵	
31		苓北町社会福祉協議会	事務局長	嶋岡 春樹	
32	行政機関	天草地域振興局 福祉課	課長	永野 茂	
33		天草市障害福祉主管課	社会福祉課長	山川 猛	
34		上天草市障害福祉主管課	福祉課長	大西 訓	
35		苓北町障害福祉主管課	福祉保健課長	田尻 伸治	
36	委託相談支援事業者	星光園 相談支援事業所ほほえみ	相談支援専門員	高橋 浩範	
37		地域生活支援センター グリーン	相談支援専門員	荒木 宗憲	
38		第2はまゆう療育園	相談支援専門員	辻川 章	
39		相談支援センター れいざん	相談支援専門員	坂本 城治	